

津市森林多面的機能発揮対策交付金交付要綱

平成29年5月25日訓第63号

改正 令和3年12月15日訓第65号

令和4年5月20日訓第56号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民等による森林の保全活動及び山村地域の活性化に資する取組（以下「保全活動等」という。）を支援し、森林の有する多面的機能の発揮を図るため、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）及び津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき交付金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 活動組織 森林所有者、地域住民、自治会に属する者、地域外関係者（対象活動を実施する対象森林の所在する昭和25年2月1日における市町村の区域以外の区域に居住する者をいう。）等から3名以上の構成員で構成された三重県内に主たる事務所を有する組織で、当該構成員等による保全活動等を通じ、本市の区域内における地域の森林資源の利用を図ることを目的として設立されたものをいう。
- (2) 対象活動 保全活動等のうち実施要領別紙3第1(3)の表の左欄に掲げる種類に応じた活動であって、実施要領に基づく森林・山村多面的機能発揮対策に係る交付金の交付に関する三重森林づくりと学びの里地域協議会（以下「地域協議会」という。）の採択（以下「採択」という。）の対象となったものをいう。
- (3) 対象森林 本市の区域内に存する森林経営計画が策定されていない森林をいう。

(名称)

第3条 第1条の交付金は、「森林多面的機能発揮対策交付金」（以下「交付

金」という。)と称する。

(交付の対象)

第4条 交付金は、採択を受けた活動組織に対し、当該活動組織が対象森林において行う対象活動に要する経費をその対象として、これを交付するものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金は、対象活動に関し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(1) 活動推進費 18,700円

(2) 地域環境保全タイプ(里山林保全) 次のアからウまでに掲げる対象活動の取組年度の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 初年度 対象森林1ヘクタール当たり20,000円

イ 2年目 対象森林1ヘクタール当たり19,200円

ウ 3年目 対象森林1ヘクタール当たり18,400円

(3) 地域環境保全タイプ(侵入竹除去・竹林整備) 次のアからウまでに掲げる対象活動の取組年度の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 初年度 対象森林1ヘクタール当たり47,500円

イ 2年目 対象森林1ヘクタール当たり44,200円

ウ 3年目 対象森林1ヘクタール当たり40,900円

(4) 森林資源利用タイプ 次のアからウまでに掲げる対象活動の取組年度の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 初年度 対象森林1ヘクタール当たり20,000円

イ 2年目 対象森林1ヘクタール当たり19,200円

ウ 3年目 対象森林1ヘクタール当たり18,400円

(5) 森林機能強化タイプ 対象森林1メートル当たり100円

(6) 関係人口創出・維持タイプ 年間当たり8,300円

2 前項の規定により算出された交付金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、採択を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 採択通知書の写し
- (2) 地域協議会に提出した活動計画書（実施要領様式第10号）の写し
- (3) 対象森林の位置図
（実績の報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、対象活動が完了した日から起算して20日を経過した日又は交付金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 地域協議会に提出した活動記録（実施要領様式第16号）の写し
- (2) 対象活動に係る経費の内訳を証する書類
（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和3年12月15日訓第65号）

- 1 この訓は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 改正後の津市森林多面的機能発揮対策交付金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る交付金について適用し、同日前の申請に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年5月20日訓56号）

この訓は、令和4年5月20日から施行する。